

# 北海道議会庁舎昇降機保守点検業務処理要領

1 業務名 北海道議会庁舎昇降機保守点検業務

2 業務場所 札幌市中央区北2条西6丁目

3 業務仕様

- (1) 本業務処理要領に定めるもののほか、「建築基準法」及びこれに基づく地方条例並びに「昇降機の適切な維持管理に関する指針（平成28年2月19日住指発第291号）」、「人事院規則10-4」その他関係諸法令に基づいて、当該昇降機設備の機能を十分に発揮し、常時安全かつ良好な状態を保つものとする。この処理要領の定めのない事項については、『国土交通大臣官房官庁営繕部監修 平成30年度 建築保全業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）に準拠するものとする。
- (2) 本業務処理要領に定めがない事項は、業務担当員と協議する。

4 対象施設等

エレベーター

項目	内容	台数	備考
議会庁舎 (1～4号機)	交流インバータ制御 1000kg、90m/分 群管理 火災時管制・地震時管制 停電時自動着床装置 マルチホームドアセーフティ 身体障がい者用	4	停止階床数7箇所 (B1F～6F) 高稼働エレベータ
議会庁舎 (5～6号機)	交流インバータ制御 1000kg、105m/分 火災時管制・地震時管制 停電時自動着床装置 マルチホームドアセーフティ 身体障がい者用	2	停止階床数6箇所 (1F～6F) 高稼働エレベータ

5 保守点検等

- (1) 本業務の保守点検項目、点検内容及び周期等は、共通仕様書「第7章搬送設備」の「フルメンテナンス契約」に基づき保守点検を行うものとする。
- (2) 作業前月末までに、任意の様式により保守点検業務予定表（各月分）を作成し、業務担当員に提出するものとする。
- (3) 保守点検に伴う交換部品等は、全て当該エレベータ製造メーカー純正部品又は指定部品を使用すること。
- (4) 保守点検結果は、別紙様式1「昇降機保守点検報告書」に必要な事項を記入し、速やかに当該報告書を業務担当員に提出するものとする。  
また、年1回の定期点検は上記報告書のほか、建築基準法第12条第4項の定期検査報告書を作成し、業務担当員に提出するものとする。
- (5) 本年度整備計画がある場合は、当該整備を含め必要な整備を行わなければならない。  
… 整備計画なし
- (6) 次年度の整備計画がある場合は、契約完了の3か月前までに様式2「次年度整備計画」により、業務担当員に電子データで提出するものとする。